

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<都市公園台帳(調書)の必要的記載事項> 都市公園法及び同施行規則に従い、都市公園台帳(調書)の必要的記載事項を漏れなく記載すべきである。	指摘	都市公園台帳に必要的記載事項を記載した。	○	都市建設部	公園整備課	21
<都市公園台帳(調書)の作成方法> 各公園の公園施設設置許可・管理許可や占用許可に関する事項を容易に把握できるような都市公園台帳(調書)を作成することが望ましい。	意見	都市公園台帳に公園施設設置許可・管理許可や占用許可に関する事項を記載した。	○	都市建設部	公園整備課	22
<都市公園台帳(調書)の作成方法> 都市公園台帳(調書)をデータで作成することが望ましい。	意見	都市公園台帳をデータで作成し、情報の一元化を図った。	○	都市建設部	公園整備課	22
<都市公園台帳(図面)の作成> 都市公園法及び同施行規則に従い、必要的記載事項を記載した都市公園台帳(図面)を作成すべきである。なお、現在、新たに図面を作成している途中である。	指摘	都市公園台帳に必要な図面を作成し、必要的記載事項を記載した。	○	都市建設部	公園整備課	23
<記載事項の変更> 都市公園法及び同施行規則に従い、都市公園台帳の記載事項に変更があったときは速やかに変更すべきである。	指摘	都市公園台帳の記載事項に変更がある時には、速やかに変更を行う。	○	都市建設部	公園整備課	23
<広場の台帳> 都市公園法及び同施行規則に準じて、広場の台帳を作成すべきである。	指摘	広場について、都市公園に準じた台帳を作成した。	○	都市建設部	公園整備課	24
<子ども遊び場の台帳> 都市公園法及び同施行規則に準じて、子ども遊び場の台帳を作成すべきである。	指摘	内容の更新が可能となるよう電子データで台帳を作成中である。	○	子ども未来部	子ども支援課	24
<公有財産台帳への未登録> 岐阜市公有財産規則に依り、借り受けている土地を公有財産台帳(様式第13号(その1))に登録するように指導すべきである。	指摘	管財課から全庁に対して借受地の登録をするよう通知を发出(5/26付け)。登録期限として設定した7/8までに全庁において登録が完了した。 ※1年未満の短期借受(更新なし)等は除く	○	行政部	管財課	24
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	経済部	経済政策課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	市民生活部	市民生活政策課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	福祉部	福祉政策課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	子ども未来部	子ども政策課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	環境部	環境政策課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	消防本部	消防総務課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	都市防災部	都市防災政策課	25

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	都市建設部	都市建設政策課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	基盤整備部	基盤整備政策課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	上下水道事業部各課において借り上げている土地については、すべて土地借受整理簿を作成済みである。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	薬科大学	庶務会計課	25
<土地借受整理簿の未作成> 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成すべきである。	指摘	岐阜市公有財産規則第56条に従い、土地借受整理簿(様式第20号)を作成した。	○	教育委員会	教育施設課	25
<土地借受整理簿の項目> 借り受けている土地上の建物や工作物の有無及びその内容を土地借受整理簿の項目に加えることが望ましい。	意見	借地上的建物の有無や登記情報を登録できるよう、公有財産システムを改修した(5月)。なお、土地借受整理簿の変更については公有財産規則の改正が必要となるため、令和4年度中に改正予定である。	○	行政部	管財課	27
<公園利用のルール> 根拠のない禁止をすべきではない。岐阜市都市公園条例第4条に該当しない行為を禁止するのであれば、公園の管理運営規程を定めるべきである。公園の利用方法は、当該公園の目的、性質、利用状況、利用者や近隣住民の意向等によって変わってくると思われるので、どの公園にも共通する基本的な事項(例えば、火気の使用、ゴルフ、硬式野球の禁止)を管理運営規程で定めると共に、個々の公園について、地元自治会等と協議の上、必要に応じて、公園利用要領を定めることが考えられる。	指摘	岐阜市都市公園条例第4条の各規定をもとに地域の実情に合わせた公園管理を引き続き行っていく。	×	都市建設部	公園整備課	28
<禁止のあり方> 禁止事項を示す掲示物には、何が禁止されているのか誰にでも理解できるような明確な記載をすべきである。	指摘	記載内容が不明確な看板について、誰にでも理解できるように内容を修正した。	○	都市建設部	公園整備課	30
<放置自転車に対する措置> 岐阜市自転車等の放置の防止に関する条例及び同施行規則に従った告示をすべきである。	指摘	岐阜市自転車等の放置の防止に関する条例及び同施行規則により実施していく。	○	都市建設部	公園整備課	30
<自転車駐車場における放置自転車の撤去> 放置自転車撤去マニュアルにおいて、「お願い」票を貼付するかどうかの基準を定めることが望ましい。	意見	放置自転車撤去マニュアルに基準を定めた。	○	基盤整備部	土木管理課	32
<雑草の繁茂> 雑草が生い茂らないように除草すべきである。	指摘	計画的に業務を実施していく。	○	都市建設部	公園整備課	33
<雑草の繁茂> ただ漫然と毎年複数回の除草作業を繰り返すのではなく、防草シートの設置、防草土の使用、ヤギによる除草といった、長期的な視点で、より効率性・経済性の高い除草方法を検討することが望ましい。特に斜面の土地では、ヤギによる除草の方がコスト削減できるとい見もあり、美濃加茂市では実際に行われており、浜松市では実験が行われている。岐阜市畜産センター公園は、平成30年11月以降、豚熱の影響で現在一部の施設が使われていないので、ここを利用してヤギの飼育をすることも考えられる。	意見	防草シートの設置等効率的な管理を実施していく。	○	都市建設部	公園整備課	33
<雑草の繁茂> 子ども遊び場の管理団体に対し、除草するように指導すべきである。	指摘	除草含む管理全般について改めて周知を行うため、子ども遊び場の管理に関する文書を管理団体へて送付した。	○	子ども未来部	子ども支援課	34

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<雑草の繁茂> 自転車駐車場の除草をして、駐車に適する状態にすべきである。	指摘	除草を実施した。	○	基盤整備部	土木管理課	36
<ゴミ等の放置> ゴミ等を速やかに撤去するとともに、放置されないよう掲示板の設置や定期巡回による指導等を行うべきである。	指摘	木材やドラム缶を速やかに撤去するとともに、放置されないよう看板の設置を行い、定期巡回を行っている。	○	都市建設部	公園整備課	36
<立札の設置> 岐阜市都市公園条例第4条第6号で禁止されている立札の設置者を特定して、撤去させるべきである。	指摘	市が設置した以外の立札について、撤去を行った。	○	都市建設部	公園整備課	38
<安全の確保> 利用の安全を確保するため、破損・劣化した箇所を撤去又は補修すべきである。	指摘	破損・劣化した箇所については、安全確保のため、緊急を要する施設について速やかに撤去や補修等を実施している。点検等により緊急を要しないと判断されたものは、計画的に修理や施設の撤去を進めていく。	○	都市建設部	公園整備課	38
<安全の確保> 遊具の危険箇所の応急処置の後は、遅くとも1年以内には補修すべきである。	指摘	遊具の危険箇所については、速やかに応急処置を行い、その後、補修等を行っている。毎年遊具の安全点検を実施し、危険箇所の早期発見、早期補修を行っている。	○	都市建設部	公園整備課	38
<利用の向上> 利用の向上を図るため、劣化した部分の補修や雑草の除去をして整備すべきである。	指摘	除草については、雑草の繁茂状況を踏まえ、計画的に業務を実施している。劣化した施設については、緊急度を考慮し補修等を行い、利用向上に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	40
<有効利用> 倉庫として利用することや、屋根付きのベンチに改修すること等を検討することが望ましい。	意見	倉庫については、各競技団体にに対し使用希望の有無について意向調査を実施した。その結果を受け、岐阜市公有財産規則に基づく手続きを進めて、有効利用することとした。 なお、屋根付きベンチについては、現在、サイズは小さいものが設置されている。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	40
<遊具等の管理> 現在の子ども遊び場の利用状況及び今後の利用見込みを検討した上で、遊具やベンチの補修・交換又は撤去をすべきである。	指摘	地元の意見を聞きながら、子ども遊び場の存廃を仕分けし、補修・交換又は撤去を行っていく。	○	子ども未来部	子ども支援課	41
<管理用具の補修> 破損した部分は速やかに補修すべきである。	指摘	破損部分については、3月に補修を実施した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	43
<設備の補修> 自転車駐車場の設備を速やかに補修すべきである。	指摘	設備の補修を実施した。	○	基盤整備部	土木管理課	44
<利用禁止車両の駐車> 岐阜市自転車等駐車場条例及び同施行規則により利用が禁止されているバイクや原動機付自転車等が駐車されないよう、掲示板の設置や定期巡回による指導等を行うべきである。	指摘	バイクや原動機付自転車等が駐車されないよう、掲示を行った。 今後も引き続き囃託員の定期巡回により啓発を行っていく。	○	基盤整備部	土木管理課	44
<利用禁止車両の駐車> 岐阜市自転車等駐車場条例及び同施行規則により利用が禁止されているバイクや原動機付自転車等が駐車されていた場合の措置に関する定めを同条例又は同施行規則に設けることが望ましい。	意見	現在の岐阜市放置自動車等防止条例の規定でも、利用が禁止されているバイクや原動機付自転車等が駐車されていた場合の措置が担保されていることを確認した。	○	基盤整備部	土木管理課	44
<場外駐車> 自転車駐車場の利用者が、歩道等の自転車駐車場外に駐車することのないよう、掲示板の設置や定期巡回による指導等を行うべきである。	指摘	歩道等の自転車駐車場外に駐車されることのないよう掲示を行った。 今後も引き続き囃託員の定期巡回により啓発を行っていく。	○	基盤整備部	土木管理課	46
<場外駐車> 場外にはみ出して駐車することが恒常的であるとしたら、利用車数に比して駐車スペースが不足していると思われるため、駐車スペースを拡張することが望ましい。	意見	長住町…放置原付の撤去を実施した。今後も樹木の伐採、原付、自動二輪の撤去等により、場内のスペースを確保していく。 手力…現在、利用状況調査中。名鉄、近隣高校等と協力し、対応していく。 長森…R5に改修を計画している。	△	基盤整備部	土木管理課	46
<長期休暇期間中の通学用自転車> 高校の長期休暇期間中においては、通学用自転車の放置状況を調査して、規則に定める期間を超えて駐車されていないかを確認することが望ましい。	意見	放置自転車の確認を行った。岐阜市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第7条に基づき、囃託員の定期巡回により、7日間以上の放置を確認した自転車については引き続き撤去を行っていく。	○	基盤整備部	土木管理課	47

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<利用者による隣地通行> 自転車駐車場に隣接する民間の駐車場との境界にフェンスやロープなどを設置することが望ましい。少なくとも、立札を置く等して、民間の駐車場を通過しないよう注意喚起することが望ましい。利用者の便宜を図るのであれば、民間の駐車場の管理者と協議し、通路を設置させてもらうことが望ましい。	意見	民間駐車場との境界に三角コーンの設置を行った。	○	基盤整備部	土木管理課	48
<境界不明> 境界標を設置する等して、都市公園の境界を明らかにすることが望ましい。	意見	境界については図面等の資料で確認しており、境界標については順次設置していく。	○	都市建設部	公園整備課	48
<境界不明> 境界標を設置する等して、広場の境界を明らかにすることが望ましい。	意見	境界については図面等の資料で確認しており、境界標については順次設置していく。	○	都市建設部	公園整備課	49
<境界不明> 子ども遊び場の境界を明らかにすることが望ましい。	意見	管理団体等からの依頼があれば土地所有者に依頼するが、利用にあたり支障はないため、市では行わない。	×	子ども未来部	子ども支援課	49
<境界不明> 境界標を設置する等して、未利用地の境界を明らかにすることが望ましい。	意見	売買・貸付の予定地など、境界確定の必要性の高い土地から順次測量を行い境界標を設置していく(予算措置あり)。	○	行政部	管財課	50
<占用許可条件の未履行> 占用許可を受けている土地について、現場においても、占用区域の境界を明らかにしておくべきである。仮に、そのような境界を明らかにすることによって景観を害する等の事情があるのであれば、占用区域の境界を明らかにする措置を講じなければならないという占用許可の条件を外してもらうよう、占用許可をした主体との間で調整を図るべきである。	指摘	占用許可を受けている土地について許可標を設置した。占用区域の明示については、順次実施していく。	○	都市建設部	公園整備課	51
<任意団体に対する許可> 法人格のない団体に対して許可をする場合には、権利主体として認められるかどうかを確認し、それが確認できない場合には、自然人に対しての許可をすべきである。	指摘	任意団体に対する許可については、権利主体として認められる団体もしくは個人に対し行っていく。	○	都市建設部	公園整備課	53
<特定の団体が使用するための倉庫の設置許可> 施設設置許可を取り消し、撤去を求めるべきである。	指摘	申請内容のとおり、管理するよう申請者に指導している。申請内容のとおり管理されない場合は、撤去を求めていく。	○	都市建設部	公園整備課	54
<市の所有する倉庫(特定の団体が使用)による占用許可> 占用許可の要件を充たすものに限って許可を出すべきである。市所有の倉庫を公園利用者の誰でもが利用できるように管理するか、特定の団体のみが使用するのであれば、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。	指摘	申請内容のとおり、管理するよう指導している。申請内容のとおり管理されない場合は、撤去を求めていく。	○	都市建設部	公園整備課	56
<市に対する許可の内容> 公園整備課以外の課が都市公園に設ける物件が「公園施設」に該当しない場合は、公園施設設置許可の手続ではなく、占用許可の手続(都市公園法第6条第1項)となり、当該物件が、占用許可を与えることのできる「占用物件」(都市公園法第7条、同法施行令第12条、第15条、第16条、第17条、同法施行規則第5条の2、第5条の3、第6条、第7条、第7条の2、第8条)に該当するかどうかを判断すべきである。	指摘	公園管理者以外が都市公園に施設を設ける場合は、公園施設または占用物件のどちらに該当するかを判断し許可手続を行っている。	×	都市建設部	公園整備課	57
<市に対する許可の内容> 公園整備課以外の課が都市公園に設ける物件が「公園施設」に該当する場合は、公園管理者である市が公園施設を設置しているものであるから、先に述べた都市公園法第5条の趣旨からすれば、公園施設設置許可の手続は必要なく、今後、同許可の手続は止めることが望ましい。	意見	公園整備課以外の課が公園施設を設置する場合は、施設の管理部署を明確にするため、許可手続を行う。	×	都市建設部	公園整備課	57
<許可書の様式> 許可書の様式には、根拠条文を記載する箇所を設けることが望ましい。	意見	許可書について根拠条文を記載していく。	○	都市建設部	公園整備課	58

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<公園施設の設置・管理> 市が花壇を設置したのであれば、指定管理者のみが花壇を管理すべきである。なお、花壇を設置したのが近隣住民であるならば、民法第242条により植物が土地に附合したもとして市の所有とし、償金請求権(民法第248条)の放棄をしてもらう必要がある。	指摘	当公園の花壇は市が設置したものであり、指定管理者が管理を行っていく。	○	都市建設部	公園整備課	59
<都市公園における鉢植え等の設置> 鉢植え等の設置者に撤去を求めるべきである。	指摘	鉢植えについては、ふれあい花壇として登録された施設であり、地域の方々が管理を行っている。	×	都市建設部	公園整備課	60
<屋外体育施設における花壇の設置> 花壇の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。	指摘	厚八運動場は、岐阜市と岐南町が持分割合にて所有しており、本市所有分については、岐南町を指定管理者に指定し管理運営を行っている。花壇の対応については、指定管理者の岐南町と協議している。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	62
<普通財産における鉢植え等の設置> 鉢植え等の設置者を調査し、撤去を求めるか、普通財産の貸付手続の履践を求めるべきである。	指摘	令和4年1月に付近の住民に聞き取り調査を実施したところ、鉢植え等の設置者が判明した。設置者に撤去を求めたところ、設置者が撤去を行った。	○	まちづくり推進部	住宅課	63
<都市公園における物置・コンテナの設置> 物置・コンテナの設置者に撤去を求めるか、市が寄附を受けて管理をし、誰でも利用できるようにすべきである。	指摘	物置・コンテナの設置者を調査し、都市公園法に適合する施設については、施設設置許可手続を行う。都市公園法に適合しない施設については、設置者に撤去を求めていく。	○	都市建設部	公園整備課	66
<都市公園における物置・コンテナの設置> 市が物件を設置する場合又は物件の設置による占用を許可した場合には、当該物件にステッカーを貼る等により、市設置の物、占用許可により設置された物、無許可で設置された物のいずれに該当するのかを外形的に明らかにしておくことが望ましい。	意見	公園台帳に記載された市設置の物、占用許可により設置された物、無許可で設置された物の内容をタブレット等により、現場で確認できるよう公園台帳のシステム化を進めている。	○	都市建設部	公園整備課	64
<広場における小屋の設置> 小屋の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。	指摘	小屋の設置者の調査を行っており、年度内に撤去予定である。	○	都市建設部	公園整備課	66
<子ども遊び場における小屋の設置> 倉庫の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。	指摘	改めて調査を行ったところ、指摘のあった倉庫の設置場所は、子ども遊び場の敷地外だった。	○	子ども未来部	子ども支援課	66
<屋外体育施設における小屋の設置> 物置の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。	指摘	厚八運動場は、岐阜市と岐南町が持分割合にて所有しており、本市所有分については、岐南町を指定管理者に指定し管理運営を行っている。小屋の対応については、指定管理者の岐南町と協議している。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	67
<普通財産における建物等の設置> 建物、アスファルト舗装、倉庫等の設置者を調査し、撤去を求めるか、普通財産の貸付手続の履践を求めるべきである。	指摘	当該物件への貼り紙や、隣接地権者・地元自治会等からの聞き取りにより所有者を特定した後、撤去要請又は貸付を行う予定。	△	行政部	管財課	67
<都市公園における器具・備品の設置> 器具・備品の所有者を調査し、撤去を求めるべきである。利用者の便宜を図るのであれば、市の所有物品とし、全ての利用者に対して使用を認める形にすべきである。	指摘	器具・備品の所有者の調査を行っており、都市公園法に適合する施設については、施設設置許可手続を行う。都市公園法に適合しない施設については、所有者に撤去を求めていく。	○	都市建設部	公園整備課	69
<広場における器具・備品の設置> 器具・備品の所有者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。利用者の便宜を図るのであれば、市の所有物品とし、全ての利用者に対して使用を認める形にすべきである。	指摘	器具・備品の所有者の調査を行っており、撤去を求めていく。	○	都市建設部	公園整備課	70
<子ども遊び場における工作物の設置> 工作物の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。	指摘	改めて調査を行ったところ、指摘のあった子ども遊び場の工作物の設置者は、不明だった。今後、撤去に向けて検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	71

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<屋外体育施設における器具・備品の設置> 器具・備品の設置者を調査し、撤去を求めると、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めらるべきである。利用者の便宜を図るのであれば、市の所有物品とし、全ての利用者に対して使用を認める形にすべきである。	指摘	所有者及び設置経緯が不明な備品等に、7月末を期限とし市民スポーツ課に連絡するよう記載した掲示物を設置した。なお、連絡がない場合は、市民スポーツ課が処分又は有効活用する。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	71
<自転車駐車場におけるプランターの設置> 近隣店舗に確認する等により設置者・所有者を調査し、撤去を求めると、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めらるべきである。	指摘	占有者に指導を行い、撤去が完了したことを確認した。	○	基盤整備部	土木管理課	73
<都市公園における物品の放置> 物品の所有者を調査し、所有者が特定できた物品は、撤去を求めらるべきである。所有者を特定することが難しい物品は、当該物品を遺失物として所管の警察署長へ提出すべきである。	指摘	所有者を調査し、所有者により撤去を行った。	○	都市建設部	公園整備課	73
<都市公園における物品の放置> 物品の放置を禁止する旨の掲示を設けることが望ましい。	意見	物品の放置を禁止する旨の看板を設置した。	○	都市建設部	公園整備課	73
<都市公園における物品の放置> 拾得物が多量である場合には、特例施設占有者に指定されるために岐阜県公安委員会へ申請することについて検討することが望ましい。	意見	拾得物が多量となる状況が発生した場合には、岐阜県公安委員会へ申請していく。	○	都市建設部	公園整備課	73
<広場における物品の放置> 物品の所有者を調査し、所有者が特定できた物品は、撤去を求めらるべきである。所有者を特定することが難しい物品は、当該物品を遺失物として所管の警察署長へ提出すべきである。	指摘	物品の所有者の調査を進めており、撤去を求めていく。	○	都市建設部	公園整備課	75
<広場における物品の放置> 物品の放置を禁止する旨の掲示を設けることが望ましい。	意見	物品の放置を禁止する旨の看板を設置した。	○	都市建設部	公園整備課	75
<広場における物品の放置> 拾得物が多量である場合には、特例施設占有者に指定されるために岐阜県公安委員会へ申請することについて検討することが望ましい。	意見	拾得物が多量となる状況が発生した場合には、岐阜県公安委員会へ申請していく。	○	都市建設部	公園整備課	75
<自転車駐車場における物品の放置> 物品の所有者を調査し、所有者が特定できた物品は、撤去を求めらるべきである。所有者を特定することが難しい物品は、当該物品を遺失物として所管の警察署長へ提出すべきである。	指摘	所有者不明物品について警察へ届け出を行った。所有者が特定できた物品については、撤去を求めらる。	○	基盤整備部	土木管理課	75
<自転車駐車場における物品の放置> 物品の放置を禁止する旨の掲示を設けることが望ましい。	意見	物品の放置を禁止する旨の掲示を行った。	○	基盤整備部	土木管理課	75
<自転車駐車場における物品の放置> 拾得物が多量である場合には、特例施設占有者に指定されるために岐阜県公安委員会へ申請することについて検討することが望ましい。	意見	現状では、拾得物が多量ではないが、今後、拾得物が多量となることがあれば、申請の検討を行う。 また、囃託員による巡回により、早期の拾得物発見に努める。	○	基盤整備部	土木管理課	75
<石碑の設置> 石碑等を設置させるときは、必要な手続をとるとともに、その経緯を記した資料を作成保存しておくべきである。	指摘	石碑等設置させるときには必要な手続を行うとともに、経緯等を記した資料を作成する。	○	都市建設部	公園整備課	77
<広場における行為許可> 根拠のない許可制をすべきではない。	指摘	根拠規程の制定に向け準備を進めている。	○	都市建設部	公園整備課	79
<都市公園における行為許可> グラウンドゴルフ、ペタンク等の軽スポーツについて、条例の適用範囲を超えた許可制により独占的利用権を与えるようなことはすべきではなく、横浜市、川崎市、和泉市、白井市等のように都市公園の自由利用の範囲内の行為とすべきである。	指摘	利用者の利便性を図るため許可による利用調整を継続する。	×	都市建設部	公園整備課	79

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<都市公園における行為許可> 高齢者によるグラウンドゴルフ等の需要が高まっているに鑑みれば、現状のような曖昧かつ不適切な管理運営ではなく、既存の公園や広場を明確にグラウンドゴルフ場の施設としたり、南部スポーツセンターのように新しくグラウンドゴルフ場を整備したりして、他のスポーツ施設と同様に、予約制(その都度の使用申込と承認)により管理運営することが望ましい。	意見	既存の公園や広場については、公園周辺の環境やニーズの変化、利用状況に応じた公園施設の集約・再編を行っていく。	×	都市建設部	公園整備課	79
<都市公園における行為許可> 少年野球、少年サッカー等について、条例の適用範囲を超えた許可制により特定の団体に独占的利用権を与えるようなことはすべきではなく、他のスポーツ施設の利用者と同様に、予約制(その都度の使用申込と承認)により管理運営すべきである。	指摘	利用者の利便性を図るため許可による利用調整を継続する。	×	都市建設部	公園整備課	80
<岐阜市都市公園条例第3条第5号の改正> 岐阜市都市公園条例第3条第5号を削除し、第4号を「競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。」とする条例改正をすることが望ましい。	意見	都市公園の利用促進を図るため、岐阜市都市公園条例において、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのほか、都市公園の全部又は一部を独占して利用することについて、許可の対象と定めている。一方、同条例において、許可してはならない行為を定め、これに基づいた適正な管理を行っており、現条例での運用を進めていく。	×	都市建設部	公園整備課	81
<都市公園の特定の利用> あくまでも公園だとするのであれば、特定の人(団体)のためにだけ利用されるような実態を改めるべきである。当該公園の性質上、現状の利用実態を継続させるしかないのであれば、公園としては成り立たないため、市の所有地ならば普通財産として当該特定の人(団体)に貸し付けるか、有料のスポーツ施設とすべきである。	指摘	都市公園は特定の団体のみの利用に限らず、多くの市民に利用いただけるよう、地元自治会等に周知を行っていく。	○	都市建設部	公園整備課	84
<都市公園の特定の利用> 特定の団体のために公園のベンチが使用されている実態を改めることが望ましい。	意見	公園のベンチは特定の団体のみの利用に限らず、多くの市民に利用いただけるように設置している。	○	都市建設部	公園整備課	85
<広場の特定の利用> あくまでも広場だとするのであれば、特定の人(団体)のためにだけ利用されるような実態を改めるべきである。当該広場の性質上、現状の利用実態を継続させるしかないのであれば、広場としては成り立たないため、市の所有地ならば普通財産として当該特定の人(団体)に貸し付けるか、有料のスポーツ施設とすべきである。	指摘	広場は特定の団体のみの利用に限らず、多くの市民に利用いただけるよう、地元自治会等に周知を行っていく。	○	都市建設部	公園整備課	85
<開設の経緯> 施設を開設する際には、開設の経緯を記した資料を作成して保管すべきである。	指摘	開設の経緯を調査し広場台帳に記載した。	○	都市建設部	公園整備課	87
<子ども遊び場の特定の利用> 子ども遊び場の管理団体を把握すべきである。	指摘	改めて調査を行ったところ、指摘のあった子ども遊び場の管理団体は、障害者小規模通所施設であることが判明。適切な管理を依頼した。	○	子ども未来部	子ども支援課	87
<子ども遊び場の特定の利用> 特定の団体のためのものであれば、子ども遊び場を廃止すべきであるし、公の施設であるならば、不特定多数の子どもが利用しやすいように整備・管理すべきである。	指摘	改めて調査を行ったところ、指摘のあった子ども遊び場は、平日に6人程度利用していることや、夏祭り・ラジオ体操等も行われていることが確認できた。不特定多数の方が利用されているため、引き続き子ども遊び場として整備・管理を行う。	○	子ども未来部	子ども支援課	87
<市所有の倉庫の使用> 都市公園に市が設置した倉庫は、使用者から鍵の返却を受けて市が管理するか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。	指摘	市が設置した倉庫については、使用者から鍵の返却を受け、市が管理を行っている。	○	都市建設部	公園整備課	88
<市所有の倉庫の使用> 屋外体育施設に市が設置した倉庫は、使用者から鍵の返却を受けて市が管理するか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。	指摘	設置経緯が不明であったが、調査の結果、市民スポーツ課で倉庫の鍵を保管しており、倉庫も市民スポーツ課所有物であることを確認した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	89
<市所有のフェンスの使用> 市の土地のフェンスを私的利用させないように管理すべきである。	指摘	東隣地住民に私的利用しないよう注意をし、現在は私的利用の状況は無くなっている。今後も、定期的に状況を確認する予定である。	○	経済部	労働雇用課	89

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<公園駐車場の駐車> 公園駐車場に公園利用者以外の駐車を禁止する旨の掲示をすることが望ましい。	意見	公園利用者以外の駐車を禁止する看板を設置した。	○	都市建設部	公園整備課	90
<子ども遊び場における無断駐車> 車両所有者に撤去を求めるとともに、無断駐車されないようロープを張る等の措置を講じるべきである。駐車を容認するのであれば、子ども遊び場を廃止して普通財産とした上で、駐車場としての貸付手続の履践を求めべきである。	指摘	指摘のあった子ども遊び場については、今後の在り方について地元自治会と協議中である。	△	子ども未来部	子ども支援課	90
<未利用地における無断駐車> 車両所有者に撤去を求めるとともに、無断駐車されないようロープを張る等の措置を講じるべきである。駐車を容認するのであれば、駐車場としての貸付手続の履践を求めべきである。	指摘	道路からの出入口にトラロープや三角コーンを設置し無断駐車を排除・防止した。なお、今後借受希望がある場合は賃貸借契約の締結を検討していく。	○	行政部	管財課	90
<都市公園における恒常的な通行使用> 公園を恒常的に通行している当該住宅の所有者に対して、その敷地への出入口を道路側へ設置するよう求めることが望ましい。少なくとも、公園を恒常的に通行することについて承諾するのかもしれないかを明確にしておくことが望ましい。	意見	住宅の出入り口は、公園開設前から公園に面して設置されており、通行は承諾している。今後、家屋の新築や改築の際に道路側へ出入口の設置を求めていく。	○	都市建設部	公園整備課	91
<未利用地の恒常的な通行使用> 違法に通行されている状態を是正すべく、貸付手続の履践を求めべきである。	指摘	過去の経緯を調査し、通行に必要な部分は貸付を行い、それ以外の部分は侵入されない措置を講じる予定。	△	行政部	管財課	92
<不明者による使用> 貸付先の連絡先が分からなくなることがないように管理すべきである。	指摘	地元関係者に聞き取りを行い、契約を再締結する予定である。	△	行政部	管財課	93
<指定管理者の間接経費> 収支予算書に間接経費の算定根拠を記載させるべきである。長野市は、指定管理者制度ガイドラインにより、かかる指導をしている。	指摘	収支予算書に間接経費の算定根拠を記載するよう指示を行った。	○	都市建設部	公園整備課	95
<指定管理者の間接経費> 直接経費に対する間接経費の比率を適切なものにして、適切な指定管理料となるよう、基本的な間接経費の比率を定めることが望ましい。熊本市は、指定管理者制度運用マニュアルにより、「人件費に一般管理费率(10,000千円まで5%、100,000千円まで4.5%、200,000千円まで4%、200,000千円超3.5%)を乗じ、積み上げた額とする。」と定めている。	意見	間接経費は、本社等の総務や企画、経理等の事業に直接要しない費用であり、本社等の指定管理業務への関与の度合いにより計上される費用が異なるため、指定管理者間において直接経費に対する間接経費の比率に差が生じるものであり、比率を定めるものではないと考えている。	×	都市建設部	公園整備課	95
<指定管理者の間接経費> 収支予算書で提示された間接経費の変更は、原則として認めるべきではない。もし、状況等の変化により変更を行なう必要がある場合は、その理由と算定根拠を示さるべきである。長野市は、指定管理者制度ガイドラインにより、かかる指導をしている。	指摘	間接経費に変更が生じた場合は、算定根拠を記載するよう指示を行った。	○	都市建設部	公園整備課	98
<指定管理者の再委託> 事業報告書の提出を受ける際には、支出内訳明細書も提出させるべきである。	指摘	事業報告書の提出を受ける際には、支出内訳明細書も提出を求めていく。	○	都市建設部	公園整備課	99
<指定管理者の再委託> 指定管理者+再委託の場合と直営+委託の場合とのコストを比較検討し、いずれの管理方法が適切であるのかを判断した上で、その検討及び判断の経過を記録に残すことが望ましい。	意見	指定管理者の募集時においてコスト等の比較検討を行い、管理方法が適切であるかを判断している。	○	都市建設部	公園整備課	100

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><管理のあり方> 指定管理者が、維持管理業務のみに留まらず、運営ノウハウを活用して、公園の効用や機能を発揮させて、利用者の満足度の向上や利用促進に努めるという業務を具体的にどのように遂行しているか、その効果は具体的にどうなっているかという観点でのモニタリングをすることが望ましい。 今回の指定管理期間が終了する際には、維持管理ノウハウだけではなく、運営ノウハウを活用して、公園の効用や機能を発揮させて、利用者の満足度の向上や利用促進に努めるという観点を重視して、指定管理者を募集・選定することが望ましい。また、公園全体の指定管理ではなく、飲食店等の収益施設には公募設置管理制度(PFI)を導入し、その他の管理は委託で行うという管理方法を検討することが望ましい。</p>	意見	岐阜市都市建設部指定管理者評価委員会を設置し、年2回の評価を実施している。また、指定管理者の選定にあたっては、岐阜市都市建設部指定管理者選定委員会において、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点からヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査し選定している。 また、Park-PFIの導入についても検討を進めている。	○	都市建設部	公園整備課	101
<p><運用に関するルールの充実及び公表> 「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」について、行財政改革課が所管課に宛てて事務手続を示すものではなく、応募者及び指定管理者に向けて、特に問題になる間接経費、再委託、自主事業等に関するルールを定めたり、指定管理者に具体的に求めることを定めたりする等により充実させることが望ましい。熊本市の指定管理者制度運用マニュアルが参考になる。</p>	意見	他都市の指定管理者制度運用マニュアルを参考に、今後も「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」の内容を充実させていく。	△	財政部	行財政改革課	103
<p><運用に関するルールの充実及び公表> 指定管理者制度の透明性を高め、市民に説明責任を果たすため、「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」は、ホームページで公表することが望ましい。</p>	意見	「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」を、市ホームページにて公表済である。(令和4年4月1日付)	○	財政部	行財政改革課	103
<p><境川緑道公園のあり方> 境川緑道公園には地域や利用者から何が求められているのかを具体的に把握し、それに応えるだけの魅力ある公園となるよう再整備を検討すべきである。まずもって、173,999㎡もの広さが果たして必要なかを検討し、管理コストも考慮し有効かつ適切な範囲にすべきである。駐車場の整備等、市民が利用しやすいするための方策も検討すべきである。ほとんど草刈等をするだけの指定管理ではなく、公園の魅力を向上させるための指定管理等、民間活力の導入も検討すべきである。</p>	指摘	境川緑道公園は、テニスのみならず広大な自然の中でウォーキング、ランニングなどスポーツ・レクリエーションを楽しめる場であるほか、指定管理者と地元自治会等が協力してイベントが開催されるなど、多くの方が利用されている。特に多くの方が来園する春と夏のイベント時には、近隣のショッピングモールや道の駅と相互利用のため連携し、来園者用の駐車場を用意しており、利用しやすい環境の提供にも努めている。また、地元小中学校の課外授業として定期的に利用されており、地域の公園としても根付いている。引き続き指定管理者と連携し施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	105
<p><ながら川ふれあいの森のあり方> 受益者負担の原則から、入園料を徴収することが望ましい。せめて寄付金ボックスを置くことが望ましい。</p>	意見	他都市事例などを踏まえながら、研究していく。	△	経済部	農林課	106
<p><施設としての実態がない都市公園> 施設としての実態がない都市公園は、都市公園として利用できるように整備するか、廃止して所有者に返還すべきである。</p>	指摘	施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	107
<p><施設としての実態がない広場(市有地)> 施設としての実態がない広場(市有地)は、廃止して普通財産とすべきである。</p>	指摘	施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	107
<p><施設と言いつつ広い広場> 花壇を維持するのであれば、適切な施設として位置付けることが望ましい。</p>	意見	ふれあい花壇として位置づけており、適切な管理を行っていく。	○	都市建設部	公園整備課	108
<p><施設としての実態がない広場(国有地・県有地)> 施設としての実態がない広場(国有地・県有地)は、廃止して占用許可の取消しを求めるべきである。</p>	指摘	施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	108
<p><施設としての実態がない広場(民有地)> 施設としての実態がない広場(民有地)は、廃止して土地を所有者に返還すべきである。</p>	指摘	施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	109
<p><施設としての実態がない子ども遊び場(市有地)> 施設としての実態がない子ども遊び場(市有地)は、廃止して普通財産とすべきである。</p>	指摘	実態がない子ども遊び場(市有地)については、地元自治会と協議のうえ、廃止していく。	○	子ども未来部	子ども支援課	109
<p><施設としての実態がない子ども遊び場(国有地・県有地)> 施設としての実態がない子ども遊び場(国有地・県有地)は、廃止して占用許可の取消しを求めるべきである。</p>	指摘	実態がない子ども遊び場(国有地・県有地)については、R3年度に廃止した。	○	子ども未来部	子ども支援課	111

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<施設としての実態がない子ども遊び場(民有地)> <施設としての実態がない子ども遊び場(民有地)>は、廃止して土地を所有者に返還すべきである。	指摘	実態がない子ども遊び場(民有地)については、R3年度に廃止し、土地を所有者に返還した。	○	子ども未来部	子ども支援課	111
<未利用の自転車駐車場> 野一色自転車駐車場及び下芥見駅自転車駐車場を速やかに廃止すべきである。	指摘	野一色自転車駐車場は令和4年度中、下芥見駅自転車駐車場は令和5年度中に廃止を計画している。	○	基盤整備部	土木管理課	112
<低利用の都市公園> 低利用の都市公園は、都市公園としての利用度が向上するよう整備すべきである。整備しないのであれば、廃止して、市有地であれば普通財産とし、民有地であれば所有者に返還すべきである。	指摘	施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	113
<低利用の広場(テニスコート)> この広場をテニスコートとして維持するのであれば、テニスコートとしての利用度が向上するよう整備すべきである。テニスコートとしての利用度が向上しないのであれば、廃止して占用許可の取消しを求めるべきである。	指摘	施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	114
<低利用の広場(テニスコート)> この広場をスケートボード場とすることを検討することが望ましい。例えば、碧南市は、海沿いにスケートボードパークを整備している。	意見	検討の結果、スケートボード場は別の広場に設置することになった。当該広場のあり方については、スケートボード場に限らず、市民のニーズ等を踏まえ施設の機能が発揮されるよう管理運営を行っていく。	○	都市建設部	公園整備課	114
<低利用の広場> 低利用の広場は、広場としての利用度が向上するよう整備すべきである。整備しないのであれば、廃止して、市有地であれば普通財産とし、民有地であれば所有者に返還すべきである。	指摘	施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	114
<低利用の子ども遊び場> 低利用の子ども遊び場は、子ども遊び場としての利用度が向上するよう整備すべきである。整備しないのであれば、廃止して、市有地であれば普通財産とし、民有地であれば所有者に返還すべきである。	指摘	地元の意見を聞きながら、子ども遊び場の存廃を仕分けし、整備又は廃止を行っていく。	○	子ども未来部	子ども支援課	115
<低利用の自転車駐車場> 利用率を調査の上、いずれか一方で足りるのであれば、もう一方は廃止して返還すべきである。	指摘	利用者調査を実施した上で結果に応じ、いずれか一方で足りると判断できた場合は、自転車駐車場の廃止を検討する。	△	基盤整備部	土木管理課	116
<占用許可を受ける範囲> 真に公園として借り受けなければならない範囲を吟味した上で、占用許可を受けるべきである。	指摘	公園を整備・管理・運営するために必要となる区域について、占用許可等の手続きを行っている。	○	都市建設部	公園整備課	117
<自転車駐車場の整備> 一時利用の需要に見合った数の駐車ができるよう、自転車駐車場を整備することが望ましい。	意見	放置原付の撤去を実施した。今後も樹木の伐採、原付、自動二輪の啓発及び撤去により、場内のスペースを確保していく。	○	基盤整備部	土木管理課	119
<大縄場テニスコートの設置根拠> 忠節橋下流広場である大縄場テニスコートは、広場としては廃止して岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるべきである。	指摘	忠節橋下流広場は、テニスコートと広場が一体的に利用できる施設であり、多目的に利用できる施設として、引き続き広場として施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	×	都市建設部	公園整備課	120
<フィールドかけぼらの設置根拠> フィールドかけぼらは、岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるか、余熱利用施設条例の定める施設に加えるべきである。	指摘	関係部局と協議し、令和4年度中に岐阜市屋外体育施設条例に加える方向で調整している。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	121
<都市公園の運動施設であることの見直し> 運動施設が設置されている都市公園については、運動施設の敷地面積の割合、園路や植栽のような公園的施設の有無等を確認し、そのままでは都市公園としては存続し難いものについては、公園としては廃止して岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるか、公園的施設を整備する等により都市公園といえるだけの実質があるように整備すべきである。	指摘	都市公園は、運動を行うだけでなく、休息、観賞、散歩、遊戯などの利用を目的に設置しているため、引き続き公園として施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	121

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<所管課の一元化> スポーツ施設については、公園だからという拘り定規な考えではなく、公園であるものも公園でないものも一括して、岐阜市スポーツ推進計画を担う市民スポーツ課が所管することが望ましい。	意見	都市公園内のスポーツ施設については、園路と休憩施設など他の公園施設と合わせて、引き続き公園施設として公園整備課において、適切な管理に努めるとともに、関係部署と連携し、効率的な管理運営を行っていく。	×	都市建設部	公園整備課	122
<所管課の一元化> スポーツ施設については、公園だからという拘り定規な考えではなく、公園であるものも公園でないものも一括して、岐阜市スポーツ推進計画を担う市民スポーツ課が所管することが望ましい。	意見	施設の設置目的等については、条例、規則等で定めており、公園内で管理している施設の中には、公園整備課が国(国交省、財務省など)や県から公園として無償貸与を受けているものがある。一括してスポーツ施設と位置付け、市民スポーツ課で管理することに不都合が生じるため、一元化は困難である。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	122
<スポーツ施設の一元化> 公園施設となっているスポーツ施設を全て屋外体育施設条例に基づく屋外体育施設として定めることが望ましい。	意見	都市公園内のスポーツ施設については、園路と休憩施設など他の公園施設と合わせて、引き続き公園施設として公園整備課において、適切な管理に努めるとともに、関係部署と連携し、効率的な管理運営を行っていく。	×	都市建設部	公園整備課	122
<スポーツ施設の一元化> 公園施設となっているスポーツ施設を全て屋外体育施設条例に基づく屋外体育施設として定めることが望ましい。	意見	施設の設置目的等については、条例、規則等で定めており、公園内で管理している施設の中には、公園整備課が国(国交省、財務省など)や県から公園として無償貸与を受けているものがある。一括してスポーツ施設と位置付け、市民スポーツ課で管理することに不都合が生じるため、一元化は困難である。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	122
<利用実績の把握> スポーツ施設の利用実績を適切に把握するため、利用件数や利用人数だけでなく、利用時間の占有率を把握することが望ましい。	意見	スポーツ施設の利用実績を適切に把握するため、利用時間の占有率についても把握していく。	○	都市建設部	公園整備課	123
<利用実績の把握> スポーツ施設の利用実績を適切に把握するため、利用件数や利用人数だけでなく、利用時間の占有率を把握することが望ましい。	意見	既に、各団体の利用件数、利用人数及び利用時間は把握しており、利用時間の占有率も必要に応じて把握できる。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	123
<利用実績の把握> 当該施設がどれだけ広く市民に利用されているのかを把握するため、優先貸付団体と、そうでない団体又は個人と、区別して、利用件数、利用人数、利用時間を集計することが望ましい。	意見	当該施設の利用状況を把握するため、団体を区別して利用件数、利用人数、利用時間を集計していく。	○	都市建設部	公園整備課	124
<利用実績の把握> 当該施設がどれだけ広く市民に利用されているのかを把握するため、優先貸付団体と、そうでない団体又は個人と、区別して、利用件数、利用人数、利用時間を集計することが望ましい。	意見	既に、各団体の利用件数、利用人数及び利用時間は把握している。なお、各施設の稼働率を把握しているが、まだ稼働率に余裕があることから、広く市民に開放され、平等利用されていると判断している。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	124
<無料公園施設の予約制の根拠> 無料公園施設のうちスポーツ施設については「屋外体育施設・公園体育施設管理内規」に規定し、受付事務を行っている。	指摘	無料公園施設のうち、スポーツ施設については「屋外体育施設・公園体育施設管理内規」に規定し、受付事務を行っている。	○	都市建設部	公園整備課	124
<使用料減免の内規> 公の施設の使用申込み・使用制限や使用料の減免に関する定めは、いずれも市民の施設を使用する権利又は義務に関するものであるから、明示されていない内規ではなく、規則で定めて公表すべきである。酒田市は、公の施設の使用料に係る減免要件を明示するため、酒田市体育施設設置管理条例施行規則を改正している。	指摘	減免規定は、岐阜市都市公園条例施行規則に定めており、細則については事務処理要領で定めている。事務処理要領を規則で定める予定はない。	×	都市建設部	公園整備課	126
<使用料減免の内規> 公の施設の使用申込み・使用制限や使用料の減免に関する定めは、いずれも市民の施設を使用する権利又は義務に関するものであるから、明示されていない内規ではなく、規則で定めて公表すべきである。酒田市は、公の施設の使用料に係る減免要件を明示するため、酒田市体育施設設置管理条例施行規則を改正している。	指摘	減免規定は、岐阜市体育館条例施行規則・岐阜市屋外体育施設条例施行規則に定めており、細則については内規で定めている。内規の内容はホームページで公表しており、細則を規則で定める予定はない。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	126
<使用料減免の内規> 減免の対象者や使用目的が、受益者負担の原則の例外として適正であるのか、負担の公平さが担保されているのか、改めて検討するとともに、例えば、市民個人や団体が奉仕活動、地域活性化等の目的で使用する場合には、他にも使用料減免の要件に加えたほうがいいのかどうか、検討することが望ましい。	意見	都市公園の使用料の減免要件については、都市公園使用料減免事務処理要領を定めており、奉仕活動、地域活性化等の目的で使用する場合についても同要領で減免の対象として規定している。	×	都市建設部	公園整備課	126

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<使用料減免の内規> 減免の対象者や使用目的が、受益者負担の原則の例外として適正であるのか、負担の公平さが担保されているのか、改めて検討するとともに、例えば、市民個人や団体が奉仕活動、地域活性化等の目的で使用する場合のように、他にも使用料減免の要件に加えたほうが良い場合がないかどうか、検討することが望ましい。	意見	内規の減免項目について、令和2年6月に関係部局と協議・検討した結果、適正な運用を図っていると判断している。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	126
<使用料減免の公表> 公の施設の使用料の受益者負担の適正化や負担の公平性の説明責任を果たすため、施設数、件数等の減免実績を、半年ごとにホームページで公表することが望ましい。酒田市は、このような事務を行っている。	意見	減免実績の公表は、公園整備課だけではなく、岐阜市全体で判断すべき内容と思われるため、公園整備課単独での公表は相応しくないと判断する。 なお、受益者負担の適正化や負担の公平性等、公表の在り方については先進事例等を参考に研究していく。	×	都市建設部	公園整備課	126
<使用料減免の公表> 公の施設の使用料の受益者負担の適正化や負担の公平性の説明責任を果たすため、施設数、件数等の減免実績を、半年ごとにホームページで公表することが望ましい。酒田市は、このような事務を行っている。	意見	減免実績の公表は、市民スポーツ課だけではなく、貸館を管理する岐阜市全体で判断すべき内容と思われるため、市民スポーツ課単独での公表は相応しくないと判断する。 なお、受益者負担の適正化や負担の公平性等、公表の在り方については先進事例等を参考に研究していく。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	126
<使用方法や使用制限の公表> 個別の施設案内のページにおいても、抽選会に関する記載等の使用方法や使用制限に関する事項を公表することが望ましい。	意見	抽選会等に関する事項についても、予約時に対面にて丁寧に案内している。今後、ホームページの記載内容については、より分かりやすい案内となるよう適宜更新していく。	○	都市建設部	公園整備課	128
<使用方法や使用制限の公表> 個別の施設案内のページにおいても、抽選会に関する記載等の使用方法や使用制限に関する事項を公表することが望ましい。	意見	利用者にとってより分かりやすい案内方法を検討していく。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	128
<優先貸付団体の定めと公表> 優先貸付団体の名称及び優先態様について、規則で定めて公表すべきである。	指摘	根拠規程の制定に向け準備を進めている。	○	都市建設部	公園整備課	128
<優先貸付団体の定めと公表> 優先貸付団体の名称及び優先態様について、規則で定めて公表すべきである。	指摘	年度により優先団体が増減することや、判断が困難な優先態様があることから、現在は規則で定めていないが、他都市の事例等を参考に慎重に検討していく。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	128
<優先貸付団体の利用枠> 実際に優先貸付団体に割り当てた利用枠を市のホームページで公表するとともに、優先貸付団体が利用枠を利用しなくなった場合には、速やかにこれを開放するルールを設けることが望ましい。	意見	優先貸付団体の利用枠の取り扱いについては、市民スポーツ課で検討を進めている。また、優先貸付団体に限らず、利用団体が当該利用枠を利用しなくなった場合には、速やかに開放している。	△	都市建設部	公園整備課	128
<優先貸付団体の利用枠> 実際に優先貸付団体に割り当てた利用枠を市のホームページで公表するとともに、優先貸付団体が利用枠を利用しなくなった場合には、速やかにこれを開放するルールを設けることが望ましい。	意見	特定の利用団体のみを公表することとなるため、慎重に検討する必要があると考える。また、優先団体に限らず、利用団体が当該予約枠を利用しなくなった場合には、速やかに開放するルールとしている。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	128
<使用申込みの窓口> 岐阜市サッカー協会や岐阜市ラグビー協会を使用申込みの窓口にする事務を維持するのであれば、それらが使用申込みを受け付ける権限を適法に有することとなるための手続をとるべきである。適切な手続をとらないのであれば、市が使用申込みを受け付けるべきである。	指摘	岐阜市サッカー協会及び岐阜市ラグビー協会と覚書を締結することで、使用申込みの窓口事務を継続していく。	○	都市建設部	公園整備課	129
<無料スポーツ施設の予約方法> 無料スポーツ施設についても、有料スポーツ施設と同様に公共施設予約システムでの予約とすることが望ましい。	意見	無料スポーツ施設は広く市民がスポーツに関わり、気軽に利用できる施設であることが望ましいと考えることから、予約システムへの登録手続きが不要で容易に利用できる現在の方法を継続していく。	×	都市建設部	公園整備課	129
<無料スポーツ施設の予約方法> 無料スポーツ施設についても、有料スポーツ施設と同様に公共施設予約システムでの予約とすることが望ましい。	意見	公共施設予約システムへの追加にはシステム改修が必要となり、費用を要するため、費用対効果等から総合的に判断する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	129

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<利用度の向上> テニスコートの利用度を向上させるため、より広い更衣室、シャワールームの整備を検討することが望ましい。敷地内にある少年自然の家を活用することも考えられる。	意見	岐阜ファミリーパークにおいては、総合スポーツ公園化に向けた検討を進めており、その中で更衣室やシャワールームの整備についても検討を行っている。	○	都市建設部	公園整備課	130
<無料スポーツ施設の有料化> 無料スポーツ施設については、受益者負担の原則からすれば、有料にすることが望ましい。	意見	無料スポーツ施設は広く市民がスポーツに関わり、気軽に利用できる施設であることが望ましいと考えることから、引き続き無料施設として管理運営していく。	×	都市建設部	公園整備課	130
<無料スポーツ施設の有料化> 無料スポーツ施設については、受益者負担の原則からすれば、有料にすることが望ましい。	意見	施設用地の取得目的や、無料施設として開放した経緯を調査し、有料化の可否について整理し判断する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	130
<無料スポーツ施設の集約> 少子高齢化と人口減少、財源の縮小化に鑑みれば、同種の無料スポーツ施設を集約していくことが望ましい。	意見	オリンピックなどの競技大会の開催により、世代、性別、障がいの有無などの垣根を超えて市民のスポーツに対する関心・期待が高まっている。こうした時代の変化や人々のニーズに合わせて、市民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ施設として、集約は行わず、施設の機能が発揮できるよう適切な管理を行っていく。	×	都市建設部	公園整備課	130
<無料スポーツ施設の集約> 少子高齢化と人口減少、財源の縮小化に鑑みれば、同種の無料スポーツ施設を集約していくことが望ましい。	意見	施設により、利用種目が異なることや、災害時の避難場所としての指定等の目的があることから、現状では施設の集約は困難である。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	130
<広場のあり方> まずもって、全ての広場について、現状をしっかりと調査し、整理すべきである。	指摘	すべての広場について現状調査を実施した。今後は施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	132
<広場のあり方> 現状の調査及び整理をした上で、当該地域住民の推移、年齢構成、意向等、公園や子ども遊び場等の近隣の同種施設との関係性、当該地域の将来像等を調査把握すべきである。 その上で、当該広場ごとに、何の目的の施設としていくのか、どのような方針で整備、管理、運営していくのかを検討し、都市施設としての広場とする、公園とする、スポーツ施設とする、施設を廃止して普通財産とした上で他の行政目的での使用や普通財産の貸付、処分を検討する、施設を廃止して国、県、民間に返還するという方向性を判断すべきである。	指摘	公園や広場については、令和3年度に改定した「岐阜市みどりの基本計画」に基づき、整備・管理運営を進めている。広場については、現状の施設について整理し、広場ごとの施設の機能が発揮され多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	132
<広場のあり方> 都市施設ではない広場という施設を存続させるのであれば、根拠規程となる条例、規則を定めるべきである。	指摘	根拠規程の制定に向け準備を進めている。	○	都市建設部	公園整備課	132
<子ども遊び場のあり方> 子ども遊び場と同じ目的を持つ街区公園等と同時並行的に、個々の子ども遊び場について、現在の利用状況、地域住民の認識や要望、地域住民の年齢構成等に基づく今後の利用見込み等を調査把握すべきである。 その上で、施設として存続する必要性が認められるものについては、公園、広場、子ども遊び場のいずれかの施設として整備及び管理し、存続する必要性が認められないものについては、市の所有地は未利用地として管理し、市の所有でない土地は所有者に返還すべきである。 遊具の撤去等の原状回復にかかる費用が一時的には必要となるが、適切な財産管理という責務を果たすため、地域住民のために有効な公の施設とするため、必要な費用である。自治会や子ども会等の地域団体が適切に管理をすることができるのであれば、管理を委託することも選択の一つである。 また、公園と子ども遊び場は同じ地域に存在することが多い。遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の点検、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。	指摘	子ども遊び場の存廃の整理や台帳の整理について、現在進めているところであるが、まずはそれらの整理を引き続き行いながら、適切な管理方法について検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	135

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><子ども遊び場のあり方> 子ども遊び場と同じ目的を持つ街区公園等と同時並行的に、個々の子ども遊び場について、現在の利用状況、地域住民の認識や要望、地域住民の年齢構成等に基づく今後の利用見込み等を調査把握すべきである。その上で、施設として存続する必要性が認められるものについては、公園、広場、子ども遊び場のいずれかの施設として整備及び管理し、存続する必要性が認められないものについては、市の所有地は未利用地として管理し、市の所有でない土地は所有者に返還すべきである。遊具の撤去等の現状回復にかかる費用が一時的には必要となるが、適切な財産管理という責務を果たすため、地域住民のために有効な施設の施設とするため、必要な費用である。自治会や子ども会等の地域団体が適切に管理をすることができるのであれば、管理を委託することも選択の一つである。</p> <p>また、公園と子ども遊び場は同じ地域に存在することが多い。遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。</p>	指摘	公園や広場については、令和3年度に改定した「岐阜市みどりの基本計画」に基づき、整備・管理運営を進めている。施設の機能が発揮され多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めている。 なお、子ども遊び場については、子どもの健全育成を図るために、子ども支援課において今後も引き続き管理を行っていく。	×	都市建設部	公園整備課	135
<p><子ども遊び場のあり方> 遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。</p>	意見	子ども遊び場の存廃の整理や台帳の整理について、現在進めているところであるが、まずはそれらの整理を引き続き行いながら、適切な管理方法について検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	135
<p><子ども遊び場のあり方> 遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。</p>	意見	子ども遊び場については、子どもの健全育成を図るために、子ども支援課において今後も引き続き管理を行っていく。	×	都市建設部	公園整備課	135
<p><有効利用> 天満テニスコート、資材置場、旧市立図書館分室跡地、公園管理事務所の土地を一体的に、当該土地の位置、周囲の環境、市民のニーズ等を総合的に考慮し、その土地としての効用を十分に発揮させることができるよう、新たな利活用又は換価をすることが望ましい。</p>	意見	清水緑地内の資材置場は駐車場として活用している。他の施設についても機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理を行っていく。	○	都市建設部	公園整備課	138
<p><有効利用> 敷地を貸し付けているオーキッドパークの事業者に本公園の敷地も貸し付けることが望ましい。</p>	意見	香蘭土地区画整理事業により整備された公園であり、近隣の住民にとって最も身近な公園であることから、市において引き続き都市公園として適正な管理を行っていく。	×	都市建設部	公園整備課	139
<p><有効利用> 長良川公園のテニスコートを廃止するか、テニスコートを維持するのであれば、利用度を高めるための整備をすべきである。</p>	指摘	テニスコートを含め施設の機能が発揮され、多くの市民に利用いただけるよう適切な管理に努めていく。	○	都市建設部	公園整備課	140
<p><有効利用> この市の一番の景勝地といえる場所をインラインスケート場としておくことが、土地の有効利用、市民サービスの向上、観光地としての魅力向上に資するものであるのか、民間事業者の活用も含め、今一度検討することが望ましい。国土交通省が公表している河川空間のオープン化活用事例も参考にされたい。</p>	意見	令和4年度にスケートボードエリアを整備し、市民の方に大変喜ばれている。長良川公園を引き続き、魅力ある都市公園として多くの方に利用いただけるよう整備を進めていく。	○	都市建設部	公園整備課	140
<p><今後の取組み> パークマネジメントプランやパークイノベーション推進計画を策定することが望ましい。例えば、相模原市がパークマネジメントプランを策定しており、足立区がパークイノベーション推進計画を策定している。</p>	意見	令和3年度に改定した「岐阜市みどりの基本計画」に基づき、広域的なレクリエーションや、日常的なレクリエーションなど、多様な需要に対応した公園の整備を進めていく。	○	都市建設部	公園整備課	141
<p><取得による未利用地の発生> 土地を取得した後に未利用地となることのないよう、土地を取得する際に検討すべき事項、取得の目的や経緯等の記録方法、取得後の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。</p>	指摘	土地等の取得理由及び管理状況、所管替えの際の留意事項などを記載した事務要領を作成する予定である。(なるべく未利用地が発生しないようにすることが原則であるが、やむを得ず未利用地となった場合はその詳細な理由を記載することを義務付ける)	△	行政部	管財課	146

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<処分による未利用地の発生> 土地を処分した後に未利用地が発生することのないよう、土地を処分する際に検討すべき事項、処分の目的や経緯等の記録方法、処分後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。	指摘	土地等の取得理由及び管理状況、所管替えの際の留意事項などを記載した事務要領を作成する予定である。(なるべく未利用地が発生しないようにすることが原則であるが、やむを得ず未利用地となった場合はその詳細な理由を記載することを義務付ける)	△	行政部	管財課	147
<貸付けによる未利用地の発生> 土地を貸し付けた後に未利用地が発生することのないよう、土地を貸し付ける際に検討すべき事項、貸し付ける目的や経緯等の記録方法、貸し付け後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。	指摘	土地等の取得理由及び管理状況、所管替えの際の留意事項などを記載した事務要領を作成する予定である。(なるべく未利用地が発生しないようにすることが原則であるが、やむを得ず未利用地となった場合はその詳細な理由を記載することを義務付ける)	△	行政部	管財課	148
<分筆による未利用地の発生> 土地を分筆した後に未利用地が発生することのないよう、土地を分筆する際に検討すべき事項、分筆した目的や経緯等の記録方法、分筆後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。	指摘	土地等の取得理由及び管理状況、所管替えの際の留意事項などを記載した事務要領を作成する予定である。(なるべく未利用地が発生しないようにすることが原則であるが、やむを得ず未利用地となった場合はその詳細な理由を記載することを義務付ける)	△	行政部	管財課	149
<建物取壊しによる未利用地の発生> 土地上の建物の管理・処分方法を判断する際には未利用地が発生しないようにすることが望ましい。	意見	当該地は老朽化により建物を取り壊したものの、基礎撤去工事の振動による周辺への被害の恐れから、基礎の撤去が行われず、未利用地となったものである。今後、土地上の建物の管理・処分方法を判断する際には、売却できない未利用地が発生しないように努める。	○	経済部	労働雇用課	149
<貸付地返還による未利用地の発生> 土地の借主(建物所有者)に対する土地買取に向けた交渉は、3年毎よりも高い頻度で行うことが望ましい。また、建物取去費用を負担させられることによるリスクに備えるために保証金の徴収等の方策を取ることが望ましい。	意見	貸付地について、土地賃貸借料を請求する時に、売却についての案内(意向調査)を行うようにした。また、借地契約において将来的に発生する建物取去のリスクについては、借主に対し定期的に借地人及び連帯保証人の義務をお知らせすることとしている。(連帯保証は限度額あり)	○	行政部	管財課	150
<代替地としての機能> 岩崎字鶴山1385-2の土地について、代替地としての機能するかどうか検討し、その可能性が低いのであれば、未利用地として管理・運用・処分していくことが望ましい。	意見	部内で検討を行った結果、当該土地は代替地としての機能を有しないと判断し、未利用地(普通財産)として管理・運用・処分していくこととした。	○	基盤整備部	基盤整備政策課	150
<有効利用> 香蘭2丁目104番外3筆の土地(合計4207.96㎡)について、代替地としておくよりも、商業用地や住宅用地として貸し付ける等、土地としての効用をより発揮させるような活用をすることが望ましい。	意見	岐阜駅エリアで市街地再開発事業が進められており、今後実施される権利変換において、権利者が利便性の高い駅周辺エリアでの代替地を希望されることも想定されるため、現状のまま代替地として管理を行う方針である。	×	都市建設部	市街地再開発課	151
<有効利用> 加納天神町5丁目14番3の土地(119.80㎡)について、代替地としておくよりも、住宅用地として貸し付けるか処分する等、土地としての効用をより発揮させるような活用又は処分をすることが望ましい。	意見	名鉄高架事業での用地買取の際に、代替地としての活用が考えられることから、現状のまま管理を行う方針である。	×	基盤整備部	公共用地課	151
<民間の土地の活用> 少子高齢化の流れにより、民間の土地では空き地が増加しているため、代替地が必要なのであれば、民間の土地を活用する方策を検討することが望ましい。例えば、豊田市では、民間の土地を代替地に登録する代替地登録制度を実施している。	意見	現在、民間の土地を代替地として活用するほどの事業が見込めないが、今後、代替地の必要性が高まることになった場合は、本制度の導入を検討する。	○	基盤整備部	基盤整備政策課	152
<民間の土地の活用> 少子高齢化の流れにより、民間の土地では空き地が増加しているため、代替地が必要なのであれば、民間の土地を活用する方策を検討することが望ましい。例えば、豊田市では、民間の土地を代替地に登録する代替地登録制度を実施している。	意見	岐阜駅エリアの市街地再開発事業の代替地として、民間の土地を活用するほど頻度は高くないと考えることから、代替地登録制度の導入予定はない。	×	都市建設部	市街地再開発課	152
<民間の土地の活用> 少子高齢化の流れにより、民間の土地では空き地が増加しているため、代替地が必要なのであれば、民間の土地を活用する方策を検討することが望ましい。例えば、豊田市では、民間の土地を代替地に登録する代替地登録制度を実施している。	意見	現在、民間の土地を代替地として活用するほどの事業が見込めないが、今後、代替地の必要性が高まることになった場合は、本制度の導入を検討する。	○	基盤整備部	公共用地課	152
<未利用地の処分> 速やかに未利用地の売却活動を進めるべきである。	指摘	測量を実施し境界標を設置後、売却を進める(予算措置あり)。	○	行政部	管財課	152

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
提出日(最新提出日)	令和4年7月31日
監査委員公表日	令和4年11月24日

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
131	29	33	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和4年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
< 随意契約による処分 > 普通財産売払取扱要綱において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して普通財産を随意契約により譲渡することができる場合を、同号の趣旨に適合する範囲内において、より幅広く定めることが望ましい。例えば、浜松市の「普通財産の随意契約による譲渡に関する要領」では14項目が、川崎市の「普通財産の随意契約による譲渡及び貸付けに関する要綱」では10項目が定められている。	意見	随意契約による処分については「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」「岐阜市普通財産売払事務取扱要綱」「岐阜市市有財産(土地)一般競争入札に係る不落物件価格算定事務処理要綱」に記載があるが、他都市を参考にして規定の追加や分かりやすい要領の作成を検討する。	△	行政部	管財課	152
< 未利用地の活用 > 売却が困難な未利用地について、近隣住民の意見を聞き、公園、広場、緑地、駐車場とする等、売却以外の方法での利活用をすることが望ましい。	意見	近隣住民の意見を聴取する。	△	行政部	管財課	154
< 未利用地の定義 > 未利用地は「利用又は活用されていない土地」であるとして定義し直すべきである。	指摘	令和4年度から、各課が所管する全ての普通財産について報告を求める方法に改め、通知を发出(5/26付)。回答期限として設定した6/30までに回答がありデータをとりまとめた。	○	行政部	管財課	154
< 普通財産の把握 > 普通財産(未利用地)を管理するための台帳における、必要的記載事項、全庁統一的に使用する語句及び定義、あてはめの判断基準等の記載ルールを明記した要領や内規を作成すべきである。その際、「その他」の使用は止めるか、極めて限定的にすべきである。	指摘	上記通知を发出する際、使用状況等について具体的に記載してもらうようにし、「その他」等の使用をしないようにした。(普通財産を管理するための台帳においても同様)	○	行政部	管財課	158
< 未利用地に対する基本方針 > 未利用地や低利用地に対する、管理・運用・処分の基本原則や利活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した未利用地等の利活用に関する基本方針を定めるべきである。例えば、西宮市、平塚市、日高市等が未利用地等の利活用に関する基本方針を定めている。	指摘	西宮市等のほか、中核市等の他都市について未利用地に関する計画の有無及び内容の調査研究を行っている。「岐阜市公有財産活用基本方針」において未利用地等の利活用についての基本的な方針は既に示されているが、今後は他都市調査の結果を踏まえつつ、より具体的な方策及び取組の記載について検討していく。	△	行政部	管財課	158
< 市有財産に対する基本方針 > 未利用地や低利用地に留まらず、市有財産の取得・管理・運用・処分の基本原則や市有財産の有効活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した市有財産の有効活用に関する基本方針を定めることが望ましい。例えば、岡崎市が令和3年3月に市有財産の有効活用に関する基本方針を定めている。	意見	市有財産の取得・管理・運用・処分の方法や基本原則については公有財産規則ほか各種要綱・要領が存在するため、他都市の事例を参考に、これらをまとめたガイドラインの作成を検討していく。	△	行政部	管財課	158
< 市有財産に対する基本方針 > 未利用地や低利用地に留まらず、市有財産の取得・管理・運用・処分の基本原則や市有財産の有効活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した市有財産の有効活用に関する基本方針を定めることが望ましい。例えば、岡崎市が令和3年3月に市有財産の有効活用に関する基本方針を定めている。	意見	公共施設等マネジメントを統括する部署として、管財課と連携を図っていく。	△	財政部	行財政改革課	158